

令和7年12月14日執行

太宰府市議会議員一般選挙及び太宰府市長選挙

選挙運動費用の公費負担（選挙公営）関係
諸 用 紙 綴
【記 載 例】

目 次

第 1 選挙運動用自動車関係

1 ハイヤー方式

(1) 選挙運動用自動車運送契約書【様式第 7 号の 1】	1
(2) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号の 1】	2
(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 4 号の 1】	3
(4) 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 6 号の 1】	4
(5) 請求内訳書【様式第 6 号の 1（その 1）】	5

2 レンタル方式

(1) 選挙運動用自動車賃貸借契約書【様式第 7 号の 2】	6
(2) 選挙運動用自動車燃料供給契約書【様式第 7 号の 3】	7
(3) 選挙運動用自動車運転契約書【様式第 7 号の 4】	8
(4) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号の 1】	9
(5) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第 2 号の 1】	10
(6) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 4 号の 1】	11
(7) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 4 号の 2】	12
(8) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 4 号の 3】	13
(9) 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 6 号の 1】	14
(10) 請求内訳書【様式第 6 号の 1（その 2）】（自動車）	15
(11) 請求内訳書【様式第 6 号の 1（その 3）】（燃 料）	16
(12) 請求内訳書【様式第 6 号の 1（その 4）】（運転手）	17

第 2 選挙運動用ポスター関係

(1) 選挙運動用ポスター作成契約書【様式第 7 号の 5】	18
(2) 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第 1 号の 2】	19
(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第 2 号の 2】	20
(4) 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 5 号】	21
(5) 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第 6 号の 2】	22
(6) 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第 6 号の 2 別紙 1】	23

【(写し)を選管に提出してください。】

選挙運動用自動車運送契約書

(戸籍名を記載)

太宰府市議会議員一般選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と
 株式会社 ●●●レンタカー 代表取締役社長 ●● (以下「乙」という。)は、
 選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 車種及び登録番号 車 種 普通自動車
登録番号 福岡 111わ6543

自動車検査証の「自動車の種別」・「車両番号」欄を記載
- 台 数 1 台

実際に借りる期間を記入してください。
ただし、公費負担は12/7～12/13までです。
- 使用期間 令和 7年12月 2日から令和 7年12月13日まで
- 契約金額 780,000円(内訳 1日 65,000円(税込)×12日間)
- 請求及び支払

実際の契約金額で契約してください。ただし、公費負担は1日64,500円以下、総額451,500円までで残りは自己負担です。

この契約に基づく契約金額については、乙は、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき太宰府市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。なお、太宰府市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は太宰府市に請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 7年 12月 1日 ←実際の契約日で告示日より前になるはず

甲 太宰府市議会議員一般選挙候補者

(候補者届出と一致)

住 所 (住所を記載)

氏 名 選挙 太郎 (印)

乙 住 所 太宰府市●●丁目●番●号

氏 名 株式会社 ●●●レンタカー代表取締役社長 (印)

- 備考 1 自動車の運送請負期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 請負者が太宰府市に請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者の両方の印鑑を押印すること。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※告示日の日付を記載

令和 7年 12月 7日

太宰府市選挙管理委員会委員長 村 山 雅 子 様

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎 (戸籍名を記載)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

契約書と日付・内容が一致すること

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和7年 12月 1日	太宰府市●●丁目●番●号 株式会社 ●●●レンタカー 代表取締役社長 ●●	令和7年12月 2日 ～ 令和7年12月13日	780,000円	1日あたり 65,000円
令和 年 月 日	法人の場合は、代表者の 氏名等を記入すること。	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円

2 1に掲げる契約以外の場合(上記1の場合は記載不要)

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円
運転手の雇用	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円
燃料代	令和 年 月 日		自動車登録番号	円	10あたり 円
	令和 年 月 日		自動車登録番号	円	10あたり 円

●裏面を確認ください。

様式第4号の1（自動車）（第5条関係）
（ハイヤーの場合）

この証明書は、選挙期日以降に業者へお渡しください。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 ●●月 ●●日

←選挙運動期間中のうち、自動車使用の最終日であること

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎（戸籍名を記載）

契約書と日付・内容が一致すること

記

運送等契約区分 〔該当する方の番号に ○をしてください。〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 左に掲げる契約以外の契約による場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	株式会社 ●●●レンタカー 代表取締役社長 ●● 太宰府市●●丁目●番●号（電話 ●●●-●●●●-●●●●）		
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 7日	65,000 円	
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 8日	65,000 円	
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 9日	65,000 円	
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 10日	65,000 円	
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 11日	65,000 円	
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 12日	65,000 円	
トヨタ 福岡111わ6543	令和7年 12月 13日	65,000 円	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が太宰府市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、太宰府市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
- (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、太宰府市に支払を請求することはできません。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数（告示日1日分）となります。

様式第6号の1（第6条関係）

請求書は、自動車・燃料・運転手共通です。

選挙期日(投票日)後の日付→

令和 7年 12月 16日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

太宰府市長 様

住 所 太宰府市●●丁目●番●号

氏名又は名称 株式会社 ●●●レンタカー

法人の場合は、代表者の氏名等を記入すること。

法人のときは
代表者氏名 代表取締役社長 ●● (印)

電 話 (●●●-●●●-●●●●) —

太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

なお、支払については、下記口座に振り込まれるよう依頼します。

記

- 1 請求金額 451,500 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙
- 4 候補者氏名 選挙 太郎 (戸籍名を記載)
- 5 振込先金融機関等

金融機関名	●●● 銀行 ●● 農協 金庫 信用金庫	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	口座番号 ●●●●●●●●
ふりがな	力)●●●レンタカー			
口座名	株式会社 ●●●レンタカー			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 4 この請求書は、選挙運動用自動車、運転手又は燃料の各経費について共通の様式です。
- 5 「請求金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 選挙 太郎 (戸籍名を記載)

使用年月日	(a)運送金額	(b)基準限度額	(c)請求金額	備考
令和 7年 12月 7日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
令和 7年 12月 8日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
令和 7年 12月 9日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
令和 7年 12月10日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
令和 7年 12月11日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
令和 7年 12月12日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
令和 7年 12月13日	65,000円×1台 =65,000円	64,500円×1台= 64,500円	64,500 円	
計			451,500 円	

備考

- 1 (c)請求金額」の欄には、(a)又は(b)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 (a)又は(c)欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

【(写し)を選管に提出してください。】

選挙運動用自動車賃貸借契約書

(戸籍名を記載)

太宰府市議会議員一般選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と
株式会社 ●●レンタカー 二日市店 店長 ●● (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車 種 普通自動車
登録番号 福岡 777 あ 9876

自動車検査証の「自動車の種別」・「車両番号」欄を記載
- 3 台 数 1 台

実際に借りる期間を記入してください。
ただし、公費負担は12/7～12/13までです。
- 4 使用期間 令和 7年12月 2日から令和 7年12月13日まで
- 5 契約金額 192,000円(内訳 1日 16,000円(税込)×12日間)
- 6 請求及び支払

実際の契約金額で契約してください。ただし、公費負担は1日16,000円、12/7～12/13までの7日間、総額112,000円までで残りは自己負担です。

この契約に基づく契約金額については、乙は、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき太宰府市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。なお、太宰府市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は太宰府市に請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 7年 12月 1日 ←実際の契約日で告示日より前になるはず

甲 太宰府市議会議員一般選挙候補者
(候補者届出と一致)

住 所 (住所を記載)

氏 名 選挙 太郎

⑩

乙 住 所 筑紫野市●●丁目●番●号

氏 名 株式会社 ●●レンタカー二日市店 店長 ●●

⑩

備考 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 賃貸人が太宰府市に請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者の両方の印鑑を押印すること。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

【(写し)を選管に提出してください。】(戸籍名を記載)

太宰府市議会議員一般選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と株式会社 ●●石油 代表 ●● ●● (以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 **7**年**12**月 **7**日から令和 **7**年**12**月**13**日まで
※選挙運動期間内(12月7日～13日)であること

- 2 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号

車 種 普通自動車登録番号 福岡 777 あ 9876自動車検査証の「自動車の種別」・
「車両番号」欄に記載

- 3 単 価 単価10当たり 175円 22 銭 (単価は、消費税を含んだ額である)
但し、価格は時価なので変動する。

- 4 契約金額 上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、
円未満を四捨五入する)を契約金額とする。

- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき太宰府市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。なお、太宰府市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は太宰府市に請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 7年 12月 1日 ←実際の契約日で告示日より前になるはず

甲 太宰府市議会議員一般選挙候補者
(候補者届出と一致)

住 所 (住所を記載)

氏 名 選挙 太郎 (印)

乙 住 所 太宰府市●●丁目●番●号

氏 名 株式会社 ●●石油 代表 ●● ●● (印)

- 備考 1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
2 売主が太宰府市に請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
3 乙が法人の場合は、法人印と代表者の両方の印鑑を押印すること。

【(写し)を選管に提出してください。】

選挙運動用自動車運転契約書

(戸籍名を記載)

太宰府市議会議員一般選挙候補者

選挙 太郎

(以下「甲」という。)と

●● ●●

(以下「乙」という。)は、

甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 7年12月 7日から令和 7年12月13日まで

(選挙運動期間(12月7日～13日)内であること)

- 2 契約金額 70,000 円 (1日につき 10,000 円)

(1日12,500円以下、総額87,500円以下であること)

複数人との契約で日程・金額等が確定していない場合は、「但し、実運転日数による。」旨の記載を入れる

- 3 運転する車両の車種及び登録番号

車 種

普通自動車

登録番号

福岡 777 あ 9876

自動車検査証の「自動車の種別」・「車両番号」欄を記載

- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき太宰府市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。なお、太宰府市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は太宰府市に請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 7年 12月 4日 ←実際の契約日で告示日より前になるはず

甲 太宰府市議会議員一般選挙候補者

(候補者届出と一致)

住 所

(住所を記載)

氏 名

選挙 太郎

(印)

乙 住 所

太宰府市●●丁目●番●号

氏 名

(名称を記載) 代表者氏名

(印)

- 備考 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運転手(被雇用人)が太宰府市に請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※告示日の日付を記載

令和 7年 12月 7日

太宰府市選挙管理委員会委員長 村 山 雅 子 様

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎 (戸籍名を記載)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

契約書と日付・内容が一致すること

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運送契約金額	
令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円
令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円

2 1に掲げる契約以外の場合（上記1の場合は記載不要）

区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	令和7年 12月1日	筑紫野市●●丁目●番●号 株式会社 ●●レンタカー 二日市店 店長 ●●	令和7年12月 2日 ～ 令和7年12月13日	192,000 円	1日あたり 16,000 円
	令和 年 月 日	法人の場合は、代表者の氏名等を記入すること。	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	1日あたり 円
運転手の雇用	令和7年 12月4日	太宰府市●●丁目●番●号 ●● ●●(運転手の氏名)	令和7年12月 7日 ～ 令和7年12月 13日	70,000 円	1日あたり 10,000 円
	令和 年 月 日	複数人と契約してもよいが、1日に運転手1名となるので注意。 1日 12,500 円以下 総額 87,500 円以下でなければならない。		円	1日あたり 円
燃料代	令和7年 12月 1日	太宰府市●●丁目●番●号 株式会社 ●●石油 代表 ●● ●●	自動車登録番号 福岡777あ9876	価格は時価で変動	10あたり 175.22円 (税込み)
	令和 年 月 日	法人の場合は、代表者の氏名等を記入すること。	自動車登録番号	円	10あたり 円

●裏面を確認ください。

様式第2号の1（第3条関係）

※告示日の日付を記載 →令和 7年 12月 7日
太宰府市選挙管理委員会委員長 村 山 雅 子 様

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎（戸籍名を記載）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、申請します。

記

1	契 約 年 月 日	令和 7年 12月 1日
2 契 約 の 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称	株式会社 ●●石油
	(2) 法 人 の 場 合 は その代表者の氏名	代表 ●● ●●
	(3) 住 所	太宰府市●●丁目●番●号
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は車両番号	福岡777あ9876

契約書と目付・内容が一致すること

4 確認申請金額 50,000 円 ←※53,900円以内で記載すること

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	50,000 円	50,000 円
燃 料 代 計 (a)+(b)	50,000 円	50,000 円
備 考		

- 備考
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に、候補者から太宰府市選挙管理委員会に提出してください。
 - この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
 - 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
 - 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
 - 「購入金額」及び「左のうち確認済又は確認申請金額」には、消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第4号の1（自動車）（第5条関係）
（レンタルの場合）

この証明書は、選挙期日以降に業者へお渡しください。

選挙運動用自動車使用証明書（自 動 車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 ●●月 ●●日 ←選挙運動期間中のうち、自動車使用の最終日であること

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎（戸籍名を記載）

契約書と日付・内容が一致すること

記

運 送 等 契 約 区 分 〔 該当する方の番号に ○をしてください。 〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 左に掲げる契約以外の契約による場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	株式会社 ●●レンタカー二日市店 店長 ●● 筑紫野市●●丁目●番●号 (電話 ●●●-●●●●-●●●●)		
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 7日	16,000 円	
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 8日	16,000 円	
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 9日	16,000 円	
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 10日	16,000 円	
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 11日	16,000 円	
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 12日	16,000 円	
トヨタ 福岡777あ9876	令和7年 12月 13日	16,000 円	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が太宰府市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、太宰府市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、太宰府市に支払を請求することはできません。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数（告示日1日分）となります。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用したものであることを証明します。

令和7年 12月 13日 ←選挙運動期間中のうち、供給の最終日であること

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎（戸籍名を記載）

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		太宰府市●●丁目●番●号 株式会社 ●●石油 代表 ●● ●● (電話 ●●●-●●●●-●●●●)		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号 又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和7年12月 8日	福岡777あ9876	30 ℓ	5,257 円	
令和7年12月10日	福岡777あ9876	25 ℓ	4,381 円	
令和7年12月12日	福岡777あ9876	40 ℓ	7,009 円	
選挙運動期間中に給油した年月日 を記載すること		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
 - 燃料供給業者が太宰府市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、太宰府市に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
 - 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
 - 「燃料供給金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第4号の3（第5条関係）

この証明書は、選挙期日以降に運転手へお渡しください。

選挙運動用自動車使用証明書（運 転 手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。

令和 7年12月13日 ←選挙運動期間中のうち、使用の最終日であること

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎 （戸籍名を記載）

記

運転手	住 所	太宰府市●●丁目●番●号	
	氏 名	●● ●●	
運 転 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
令和 7年12 月7 日		10,000 円	実際に運転した日で請求
令和 7年12 月8 日		10,000 円	
令和 7年12 月9 日		10,000 円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が太宰府市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、太宰府市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において、2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数（告示日1日分）となります。

様式第6号の1（第6条関係）

請求書は、自動車・燃料・運転手共通です。

選挙期日(投票日)後の日付→

令和 7年 12月 16日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

太宰府市長 様

住 所 筑紫野市●●丁目●番●号

氏名又は名称 株式会社 ●●レンタカー二日市店

法人のときは
代表者氏名

店長 ● ● ⑩

電 話(●●●-●●●-●●●●) —

太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

なお、支払については、下記口座に振り込まれるよう依頼します。

記

1 請求金額 112,000 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類 令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

4 候補者氏名 選挙 太郎 (戸籍名を記載)

5 振込先金融機関等

金融機関名	●●● 銀行 ●● 農協 金庫 信用金庫	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	口座番号 ●●●●●●●●
ふりがな	力)●●●レンタカー フツカイチ シテン			
口 座 名	株式会社 ●●●レンタカー 二日市支店			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 4 この請求書は、選挙運動用自動車、運転手又は燃料の各経費について共通の様式です。
- 5 「請求金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第6号の1（その2）（第6条関係）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 選挙 太郎 （戸籍名を記載）

（1）選挙運動用自動車の借入

使用年月日	(a)借入金額	(b)基準限度額	(c)請求金額	備考
令和 7年 12月 7日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
令和 7年 12月 8日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
令和 7年 12月 9日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
令和 7年 12月10日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
令和 7年 12月11日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
令和 7年 12月12日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
令和 7年 12月13日	16,000円×1台 = 16,000 円	16,100円×1台 =16,100円	16,000 円	
計			112,000 円	

備 考

- 1 「(c)請求金額」欄には、(a)又は(b)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「(a)借入金額」又は「(c)請求金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第6号の1（その3）（第6条関係）

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動者を使用した場合）

候補者氏名 選挙 太郎 （戸籍名を記載）

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	(a)販売金額	(b)基準限度額	(c)請求金額	備考
令和 7年 12月 8日	福岡777あ9876	175.22 円× 30 ℓ = 5,257 円			
令和 7年 12月10日	福岡777あ9876	175.22 円× 25 ℓ = 4,381 円			
令和 7年 12月12日	福岡777あ9876	175.22 円× 40 ℓ = 7,009 円			
令和 年 月 日		円× ℓ = 円			
令和 年 月 日		円× ℓ = 円			
令和 年 月 日		円× ℓ = 円			
令和 年 月 日		円× ℓ = 円			
計		16,647 円	53,900円	16,647円	

備 考

- 「(b)基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「(c)請求金額」欄には、「(a)販売金額」の「計」の欄又は「(b) (b)基準限度額」の欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(a)販売金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第6号の1（その4）（第6条関係）

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 選挙 太郎（戸籍名を記載）

（3）運転手

雇用年月日	(a) 報 酬	(b) 基準限度額	(c) 請求金額	備考
令和 7年 12月 7日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
令和 7年 12月 8日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
令和 7年 12月 9日	10,000 円	12,500円	10,000 円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
計			30,000 円	

備考 「(c)請求金額」欄には、「(a)報酬」又は「(b)基準限度額」のうちいずれか少ない方の額を記載してください。



選挙運動用ポスター作成契約書

【(写し)を選管に提出してください。】(戸籍名を記載)

太宰府市議会議員一般選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と
〇〇印刷㈱ 代表取締役 〇〇 (以下「乙」という。)は、
 選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター
- 枚 数 **100 枚** ←予備も含めて印刷した枚数になるはず
- 契約金額 **450,000** 円(単価(税込) **4,500** 円 銭)
 (注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

4 納入期限 令和 **7** 年 **11** 月 **20** 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき太宰府市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。なお、太宰府市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は太宰府市に請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 **7** 年 **11** 月 **10** 日

甲 太宰府市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

選挙 太郎 (戸籍名を記載)

Ⓔ

乙 住 所

福岡市博多区博多2丁目2番2号

氏 名

〇〇印刷㈱代表取締役 〇〇

Ⓔ

- 備考 1 ポスター作成業者(請負者)が太宰府市に対し請求する場合は、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスター作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

様式第1号の2（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

※告示日の日付を記載

令和 7年12月 7日

太宰府市選挙管理委員会委員長 村 山 雅 子 様

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約書と日付・内容が一致すること

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容			備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	1 枚当たり の 単 価	
令和7年 11月10日	福岡市博多区 博多2丁目2番2号 〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇	100 枚	450,000 円	4,500円	
令和 年 月 日					

- 備考 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税を含んだ金額を記載してください。（1枚あたりの単価も消費税を含んだ金額を記載してください。）
- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号の2（第3条関係）

※告示日の日付を記載

令和 7年 12 月 7 日

太宰府市選挙管理委員会委員長 村 山 雅 子 様

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者

選挙 太郎 戸籍名を記載

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので、申請します。

記

1	契 約 年 月 日	令和 7年 11月 10日	
2 契 約 の 相 手 方	(1) 氏名又は名称	〇〇印刷(株)	
	(2) 法人の場合は 代表者の氏名	代表取締役 〇〇	
	(3) 住 所	福岡市博多区博多2丁目2番2号	
3	確 認 申 請 枚 数	72 枚	
	区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
	今回の作成枚数(b)	100 枚	72 枚
	枚 数 計 (a) + (b)	100 枚	72 枚
備 考		作成枚数は、実際に作成した枚数を記入	

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に、候補者から太宰府市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第5号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 7年 12月 7 日 ※納期後かつ告示日以降の日付を記載

令和7年12月14日執行 太宰府市議会議員一般選挙

候補者 選挙 太郎 戸籍名を記載

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	〇〇印刷(株)
	法人の代表者の氏名	代表取締役 〇〇
	住所	福岡市博多区博多2丁目2番2号
作成枚数	100枚	契約書上の作成枚数
作成金額	450,000 円	契約書上の作成金額
ポスター掲示場数	72 箇所	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が太宰府市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、太宰府市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 ポスター掲示場数に相当する数（72枚）

(2) 単価の限度額

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}(72) + 316,250円}{\text{単価}} = 4,980円$$

ポスター掲示場数（72）

※1円未満の端数は切り上げて1円とする。

(3) 限度額

限度額358,560円＝（1）の枚数【72】×（2）の単価の限度額【4,980】

- 「作成金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第6号の2（第6条関係）

選挙期日(投票日)後の日付であること⇒令和7年 ●●月 ●●日

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

太宰府市長 様

住 所 福岡市博多区博多2丁目2番2号

氏名又は名称 ○○印刷株

法人のときは
代表者氏名

代表取締役 ○○

法人は社印と代表者印

電 話 (●●●) ●●●-●●●●

太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

なお、支払については、下記口座に振り込まれるよう依頼します。

記

- 1 請求金額 324,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 令和7年12月14日執行 太宰府市長選挙
- 4 候補者氏名 選挙 太郎 戸籍名を記載
- 5 振込先金融機関等

金融機関名	●● 銀行 農協 金庫 信用金庫	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	口座番号 ●●●●●●●●
ふりがな	マルマルインサツ(カ)			
口 座 名	○○印刷株			

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後、速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、太宰府市に支払を請求することはできません。
 - 3 「請求金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名 **選挙 太郎** (戸籍名を記載)

ポスター掲示場数		72箇所		
区分	単価 (a)	枚数 (b)	金額(a)×(b) =(c)	備考
作成(契約) 金額(A)	4,500円 契約書と一致	100枚 契約書と一致	450,000円 契約書と一致	
基準限度額 (B)	4,980円	72枚	358,560円	
請求金額	4,500円 (A),(B)の少ない方	●●72枚 (A),(B)の少ない方	324,000円 請求額と一致	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 基準限度額の「単価(a)」欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}(72) + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}(72)} = 4,980円$$

※1円未満の端数は切り上げて1円とする。

- 基準限度額の「枚数(b)」欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- 請求金額の「単価(a)」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 請求金額の「枚数(b)」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。